○佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の条例を準用する条例

平成26年10月１日条例第７号

改正

平成28年２月19日条例第４号
令和２年２月４日条例第１号
令和５年２月３日条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）に佐久市の条例を準用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（佐久市の条例の準用）

第２条　この組合に、佐久市の次に掲げる条例を準用する。

（１）　佐久市行政手続条例（平成17年佐久市条例第14号）
（２）　佐久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年佐久市条例第27号）
（３）　佐久市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年佐久市条例第28号）
（４）　佐久市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年佐久市条例第30号）
（５）　佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年佐久市条例第31号）
（６）　佐久市職員の育児休業等に関する条例（平成17年佐久市条例第32号）
（７）　佐久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年佐久市条例第39号）
（８）　佐久市職員の給与に関する条例（平成17年佐久市条例第45号）
（９）　佐久市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年佐久市条例第46号）
（10）　佐久市職員の旅費に関する条例（平成17年佐久市条例第47号）
（11）　佐久市財政状況の公表に関する条例（平成17年佐久市条例第50号）
（12）　佐久市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成17年佐久市条例第54号）
（13）　佐久市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（平成17年佐久市条例第55号）
（14）　佐久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成17年佐久市条例第107号）
（15）　佐久市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年佐久市条例第31号）
（16）　佐久市行政不服審査会条例（平成27年佐久市条例第47号）
（17）　佐久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年佐久市条例第23号）
（18）　佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年佐久市条例第22号）
（19）　佐久市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年佐久市条例第32号）

（条例の準用の特例）

第３条　前条第８号の規定にかかわらず、組合を組織する市町（以下「組織市町」という。）から組合に派遣された職員の給与及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の２第１項に規定する条例で定める職については、当該職員を派遣した組織市町の職員の給与に関する条例を準用する。ただし、給料の支給日並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当については、佐久市職員の給与に関する条例を準用するものとする。

２　地方公務員法第28条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、当該職員を派遣した組織市町の条例を準用する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年２月19日条例第４号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附　則（令和２年２月４日条例第１号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第17号の規定は、令和元年10月１日から施行する。

附　則（令和５年２月３日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（佐久市・北佐久郡環境施設組合個人情報保護条例の廃止）

２　佐久市・北佐久郡環境施設組合個人情報保護条例（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合条例第11号）は、廃止する。

（佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例の一部改正）

３　佐久市・北佐久郡環境施設組合情報公開条例（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第21条第１項中「佐久市・北佐久郡環境施設組合個人情報保護条例（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合条例第11号）」を「法令等」に改める。